

## 神学部後援会伝道者入学時貸与奨学金規程

### (目 的)

第1条 関西学院大学神学部後援会は、日本基督教団の伝道者を積極的に育成したいとする関西学院大学神学部の教育方針を支援するために、神学部に入學を許可された者のうち卒業後、伝道者となる献身の志を堅持しつつ経済的な理由により入學金の納入が極めて困難な者を援助する目的で、神学部後援会伝道者入学時貸与奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。

### (資 金)

第2条 奨学金の資金は、関西学院大学神学部後援会の奨学金の一部をもってこれにあてる。

### (資 格)

第3条 奨学金を受ける者の資格は、次の各号をすべて満たすものとする。

- 1 関西学院大学神学部キリスト教伝道者コースの第一学年に入學を許可された者、編入學を許可された者、大学院神学研究科前期課程キリスト教伝道者コースに入學を許可された者、及び大学院神学研究科後期課程に入學を許可された者
- 2 入學手続きに必要な入學金の納入が極めて困難な者
- 3 本学部卒業または本大学院神学研究科課程修了後、直ちに日本基督教団の教会担任教師及びこれに準ずる者として献身する志を堅持する者

### (金 額)

第4条 奨学金の貸与額は、入學金の全額または半額とする。

### (申 請)

第5条 奨学金の貸与を受けようとする者は、神学部後援会所定の書類を神学部後援会伝道者入学時貸与奨学金委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。

### (採 用)

第6条 奨学生の採用は、神学部後援会伝道者入学時貸与奨学金委員会（以下、「委員会」という。）で決定する。

### (委員会)

第7条 委員会は次の委員をもって構成する。

- 1 神学部後援会において選出された委員3名、その中の1名が委員長となる。
- 2 神学部長、研究科副委員長、副学部長（学生担当）

### (併 願)

第8条 奨学生は「関西学院大学入学時貸与奨学金」「関西学院大学神学部伝道者貸与奨学金」「日本学生支援機構奨学金」等に出願することができる。

### (異 動)

第9条 奨学生または奨学生であった者が、次の各号の一に該当する場合、直ちに委員長に届け出なければならない。

- 1 入學を辞退または退學するとき。
- 2 奨学金を辞退するとき。
- 3 本人、連帯保証人、保証人の氏名、住所、勤務先その他重要な事項に変更があったとき。

### (借用証書)

第10条 奨学生として採用された者は、直ちに奨学金借用証書及び奨学金返還明細書（連帯保証人および保証人の連署による）を提出しなければならない。

### (返 還)

第11条 奨学生または奨学生であった者は、本学部卒業又は本大学院神学研究科課程修了の日又は退學、転部した日の翌日から貸与年数の4倍の年数以内に、奨学金の全額を年賦の方法によって返還しなければならない。

- 2 入學を辞退した場合は、直ちに全額を返還しなければならない。
- 3 この奨学金は無利子とする。

(返還猶予)

第12条 奨学生であった者が、次の各号の一に該当する場合、願い出によって奨学金の返還を猶予することができる。

- 1 本学部キリスト教伝道者コース、本大学院神学研究科前期課程キリスト教伝道者コース、本大学院神学研究科後期課程のいずれかに在籍するとき。
- 2 本大学院神学研究科博士課程前期課程または後期課程に進学準備中であるとき。(ただし、本学部卒業及び本大学院神学研究科博士課程前期課程修了直後、1カ年に限る)
- 3 外国で研究中であるとき。
- 4 日本基督教団の教会担任教師の職にあるとき。
- 5 申告によって上記第4号に準ずると委員会が認めた職にあるとき。(上記第4号に準ずる職は別に定める。)
- 6 災害または傷い疾病、その他やむを得ない事由によって返還が著しく困難になったとき。

第13条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、年度ごとに次のいずれかの書類を添付の上、奨学金返還猶予願を提出し、委員長の承認をうけなければならない。

- 1 在学証明書(前条第1号に該当する者)
- 2 大学院神学研究科指導教員による証明書(前条第2号に該当する者)
- 3 外国で研究中であることを明らかにする証明書(前条第3号に該当する者)
- 4 教区議長等の在職証明書(前条第4号に該当する者)
- 5 前条第4号に準ずる職にあることを証明する文書(前条第5号に該当する者)
- 6 医師の診断書又はその事由を証明する書類(前条第6号に該当する者)

(返還の免除)

第14条 奨学生であった者が、本学部卒業後または本大学院神学研究科課程修了後、各号の一に該当する職に就いて継続して3年を経た場合は、願い出によって返済未済額の全額または一部の返還について免除を願い出ることができる。

- 1 日本基督教団の教会担任教師
- 2 申告によって上記第1号に準ずると委員会が認めた職(上記第1号に準ずる職は別に定める。)
- 2 奨学生又は奨学生であった者が死亡または傷い疾病により返還ができなくなったときは、連帯保証人の願い出によって返済未済額の全部の返還を免除することができる。

第15条 奨学金の免除を受けようとする者(前条第2項に該当する場合は、連帯保証人)は、次の各号の書類を添付の上、所定の奨学金返還免除願を提出し、委員長の承認をうけなければならない。

- 1 教区議長等の在職証明書(前条第1項第1号に該当する者)
- 2 前条第1号に準ずる職にあることを証明する文書(前条第1項第2号に該当する者)
- 3 死亡または傷い疾病であることを証明する書類(前条第2項に該当する者)

(所 管)

第16条 この奨学金に関する事項は委員会が所管し、事務は吉岡記念館事務室が取り扱う。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、委員会の議を経て神学部後援会総会で決定する。

附則

- 1 この規程は、1990年5月28日から施行する。
- 2 この規程は、2003年6月16日から改正施行する。  
ただし、2003年度以前採用の奨学生における返還、返還猶予、返還免除等、返還に関わるすべての事項に関しては、旧規程(関西学院大学神学部後援会入学金貸与奨学金規程、1990年5月28日施行)を適用する。
- 3 この規程は、2006年4月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、2008年4月1日から改正施行する。
- 5 この規程は、2011年4月1日から改正施行する。
- 6 この規程は、2013年4月1日から改正施行する。
- 7 この規程は、2015年4月1日から改正施行する。
- 8 この規程は、2016年4月1日から改正施行する。